

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

令和5年12月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年12月11日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

36,744人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

329,650人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	176,010人
長岡市	73,398人

三条市	2 6, 5 6 4人
柏崎市	2 2, 4 4 8人
新発田市	2 6, 4 7 3人
小千谷市	9, 5 2 1人
加茂市	7, 2 9 2人
十日町市	1 4, 0 4 1人
見附市	1 1, 0 8 1人
村上市	1 6, 1 2 9人
燕市	2 1, 9 2 9人
糸魚川市	1 1, 3 7 2人
妙高市	8, 6 1 2人
五泉市	1 3, 5 5 2人
上越市	5 2, 0 1 9人
阿賀野市	1 1, 4 4 7人
佐渡市	1 4, 5 0 8人
魚沼市	9, 6 5 0人
南魚沼市	1 4, 9 3 8人
胎内市	7, 8 9 5人
聖籠町	3, 7 8 6人
弥彦村	2, 1 9 4人
田上町	3, 2 1 3人
阿賀町	2, 8 9 6人
出雲崎町	1, 1 9 3人
湯沢町	2, 2 8 6人
津南町	2, 5 3 0人
刈羽村	1, 2 1 4人
関川村	1, 4 4 9人
粟島浦村	9 5人